第1 審査会の結論

実施機関の行った不開示決定の処分は妥当である。

第2 異議申立てに係る経緯

- 1 異議申立人は、平成27年12月14日、倉敷市情報公開条例(以下「公開条例」という。)第6条の規定に基づき、倉敷市教育委員会(以下「実施機関」という。)に対して「新学校給食共同調理場基実施業務委託基本・実施設計業務委託にかかる打ち合わせ議事録」について開示請求(以下「本件開示請求」という。)を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に係る行政文書として「新学校給食共同調理場基本・実施設計業務委託打合せ議事録」(第1回~第12回)(以下「本件行政文書」という。)を特定したが、「議事録を公開することにより、特定の者に不当に利益を与えるおそれ及び新学校給食共同調理場整備事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。」として、公開条例第7条第6号及び第7号を適用して不開示決定処分(以下「本件処分」という。)を行い、平成28年1月4日付け倉市教保第435号により異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、本件処分を不服として、平成28年1月15日、実施機関に対し行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定に基づく異議申立てを行った。
- 4 実施機関は、公開条例第17条の規定に基づき、平成28年1月26日付け倉市教保第477号「諮問書」により、倉敷市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に諮問した。

第3 異議申立人の主張要旨

異議申立書、意見書の記載内容及び意見陳述の結果をまとめると、異議申立人の主張は 概ね次のとおりである。

- 1 異議申立ての趣旨 本件処分を取り消し、開示又は部分開示の決定を求める。
- 2 異議申立ての理由及び意見
 - (1) 本件行政文書は、公共の建築物の設備の設置等を計画し実行するため、公務員 及び設計業者が公務中に行った会議の記録であり、現時点での建築に係るコストを

見極め、住民が政策の判断をする重大な資料となるもので開示すべきである。

- (2) 将来的には、建設時に設計図として請負業者に公開するものであり、不開示に する合理的な理由は見当たらず、実施機関の処分は、公開の原則に反している。
- (3) 議事録は公開が原則であり、不開示部分があるとしても、全てを不開示とする 必要性はないはずである。

第4 実施機関の主張要旨

不開示決定通知書,不開示理由説明書の記載内容及び口頭説明の結果をまとめると,実 施機関の主張は概ね次のとおりである。

- 1 本件行政文書には、特定の仕様や工法に関する検討及び決定内容が記録されており、 実施設計段階で特定の仕様や工法などの情報が公開された場合、意思決定が覆され、 契約の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとともに、特定の業者に不当に利益を 与えるおそれがあることから、公開条例第7条第6号(以下「第6号」という。)に規 定する「審議、検討等に関する情報」に該当する。
- 2 実施設計段階で仕様が把握できる内容が明らかになり、業者が自社製品の採用を察知した場合、同種の業者に働きかけて設計単価の見積額を調整する可能性があり、本来、企業努力で低く設定されるべき見積額が結果的に高騰し設計金額が上がることにより、今後の請負契約において市が不利益を被るおそれがあることから、公開条例第7条第7号(以下「第7号」という。)イに規定する「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれのある情報」に該当するとともに、当該事務事業の性質上、当該事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、7号本文に規定する「事務事業の執行に関する情報」にも該当する。

第5 審査会の認定事実

審査会において認定した事実は次のとおりである。

- 1 本件行政文書は、新学校給食共同調理場建設のための基本・実施設計業務における 担当職員、受託業者及びメーカー等関係業者との打合せ会議に係る平成27年9月2 5日から12月25日までの議事録であり、資料として平面図の添付もある。
- 2 項目は「表題」,「業務名」,「年月日」,「場所」,「出席者」,「打合せ内容」で,表形式を採っており,発言者名の欄はない。
- 3 「表題」は「第 回打合せ議事録(建築)」等であり、同一日の会議であっても、建

築、電気・機械、厨房、消防等の種別毎に別葉となっている。また、「打合せ内容」の うち「質疑・確認事項」が左側に、それに対する「回答」が右側に、「その他」として、 箇条書きで決定内容が、それぞれ詳細に記録されている。

4 本件行政文書は、第三者に公開することは想定しておらず、指示・確認事項等について、 実施機関と受注業者の間で後日疑義が生じることのないよう検討経過を記録しておくこと を目的として作成したものと認められる。

第6 審査会の判断

審査会は本件行政文書を直接見分し、異議申立人及び実施機関双方から提出された書類及び陳述を踏まえて審査した結果、次のとおり判断した。

1 第6号該当性について

第6号は「市の内部又は市と国等との間における審議,検討又は協議に関する情報であって,公にすることにより,率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ,不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え,若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。

本件行政文書は「第5 審査会の認定事実」のとおり、実施機関と業者等による協議の記録であるが、意思決定に関しては、予算課である保健体育課と設計担当課である公共建築課及び公共設備課との検討・協議に関する情報であると考えられることから「市の内部における審議、検討又は協議に関する情報」に該当する。

インカメラ審査によると,数値等についても詳細に記載されており,本件行政文書が開示された場合,利害関係者の介入を招くなどにより意思決定の中立性が不当に損なわれるとともに,特定の業者が不当に利益を得る可能性は否定できない。

異議申立人は、後日設計図として請負業者に公開することをもって開示すべきである としているが、本件行政文書は意思決定過程の情報であり、公開すれば中立性が損な われるため主張については是認できない。

また、現時点での建築に係るコストを見極め、政策の判断をする必要があるという 異議申立人の主張は、既に施設の建設が決定され、専門部署において基本・実施設計 業務が行なわれている状況においては、採用できない。

2 第7号該当性について

第7号本文は「当該事務の性質上、当該事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報」を、第7条イは「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれのある情報」を不開示としてい

る。

本件行政文書は、建設工事のための設計書を作成する基となる、検討又は協議に係る情報であり、今後実施される入札・契約の性質に鑑みても、公開により事務事業の 適正な遂行に支障が生じることは明らかである。

3 部分開示について

異議申立人は不開示部分があるとしても、全てを不開示とする要素はないと主張している。

公開条例第8条は「実施機関は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。」と定めている。本件行政文書を構成する項目は「表題」、「業務名」、「年月日」、「場所」、「出席者」、「打合せ内容」であるところ、「出席者」のうち製造メーカに係る部分及び「打合せ内容」の全部について不開示が相当であり、当該部分を除いた部分には、有意の情報が記録されているとは認め難い。

4 会議録の公開について

異議申立人は、公務中に行った会議の記録は公開が原則である旨主張している。

市においては、審議会等の会議の公開に関する要綱に基づき、審議会等の会議を原則公開するとともに、会議録のホームページへの掲載等を実施しているところであるが、本件行政文書は「第5 審査会の認定事実」4のとおり、「議事録」という名称ではあるが、その目的及び内容は発注者である実施機関と受託業者間の確認記録であり、同要綱に示す開かれた市政の実現の推進ために公開すべき対象とは認められない。

第7 結 論

以上の理由により、「第1 審査会の結論」のように判断する。

第8 審査会の処理経過等

審査会の処理経過及び審査会委員は、次のとおりである。

1 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成28年1月26日	諮問書の収受
平成28年2月10日	不開示理由説明書の収受
平成28年2月25日	異議申立人からの意見書収受
平成28年3月15日	第1回目審議
平成28年3月15日	実施機関の口頭説明
平成28年3月15日	異議申立人の意見陳述
	答申(案)の検討(送付による)
平成28年6月17日	答申

氏 名	職名
会 長 伊藤治彦	岡山商科大学法学部教授
副会長 大熊裕司	弁護士
小塚真啓	岡山大学大学院社会文化科学研究科 准教授
小 松 原 玲 子	弁 護 士
南川和宣	岡山大学大学院法務研究科教授